

第7回定例会

令和3年12月22日開会

令和3年12月22日閉会

# 小清水町議会会議録

小清水町議会

## 令和3年第7回小清水町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和3年12月22日（水曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について  
(議長諸報告について)  
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 発議第4号 議員研修会に係る議員の派遣について
- 第 5 意見案第8号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書  
(案)の提出について
- 第 6 一 般 質 問
- 第 7 議案第52号 小清水町定住自立圏形成協定の議決に関する条例制定について
- 第 8 議案第53号 小清水町アグリハートセンター設置及び管理に関する条例制定について
- 第 9 議案第54号 令和3年度小清水町一般会計補正予算（第6号）について
- 第10 議案第55号 令和3年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第11 議案第56号 令和3年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第57号 令和3年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第58号 令和3年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第59号 小清水町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
- 第15 議案第60号 小清水町コミュニティプラザ及び町立小清水図書館の指定管理者の指定について
- 第16 議案第61号 浜小清水公民館の指定管理者の指定について
- 第17 議案第62号 小清水野球場の指定管理者の指定について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	6番	工藤孝一君
7番	佐藤智君	8番	更科浩司君
9番	木戸寛治君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
出納室長	荒木和正君
企画財政課長	石丸寛之君
町民生活課長	牧野尚樹君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	畔木雅之君
建設課長	西川豊人君
子育て支援課長	佐藤大吉君
生涯学習課長	組野麻記君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
農業委員会事務局長	畔木雅之君
監査委員事務局長	村上信二君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	村上信二君
書記	谷綾乃君

◎開会の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和3年第7回町議会定例会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

4番 森 浩 議員 7番 佐藤 智 議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

森浩議会運営委員長。はい、4番。

○議会運営委員長（森浩君）はい、4番。それでは、議会運営委員会の審査報告をいたします。

令和3年第7回町議会定例会を開催するに当たり、去る12月13日、同20日及び本日、議会運営委員会を開催し、本日開催する定例会の会期、運営等について協議をいたしました。

本定例会に付議された提出議案等については、配付されている日程表のとおりであります。

なお、一般質問については、3名4件の通告があります。

以上、提出議案、内容等を慎重に審査し、判断いたしましたところ、本定例会の会期は、本日12月22日、1日間とすることが適当であると判断いたしました。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期1日であります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、会期を本日1日と決定いたしました。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を村上事務局長から報告させます。

○事務局長（村上信二君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

9月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。

監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査報告書を受理したので、その写しを配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

あわせて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

久保町長。

○町長（久保弘志君）定例町議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

暦も残すところわずか9日余りとなりました。そうした本日、令和3年第7回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かと御多用の中、全員の御応召を賜り、ここに開会できますこ

と、厚くお礼を申し上げます。

この1年、議員の皆様、町民の皆様、関係各所の皆様には、それぞれのお立場で御協力をいただき、町政発展に向けた御尽力を賜りましたことに対しまして、この場をお借りし深く感謝を申し上げます。

さて、本定例町議会に提案させていただきます案件でございますが、初めに条例関係ですが、定住自立圏形成協定の議決に関する条例と、農業振興の拠点となるアグリハートセンターの設置及び管理に関する条例、新規制定2件でございます。

補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として早々に着手すべきとした施策事業の予算の追加のほか、人事異動等による人件費の増減、年度末第4四半期に向けた事務事業の精査による予算の追加など、各会計補正予算5件、そのほか年度末をもって契約期間の満了を迎えます指定管理者の指定4件でございます。

以上、議案11件を提案することとしておりますので、各案件につきまして、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願い申し上げます、定例町議会開会に当たりましての挨拶といたします。続きまして、行政報告をさせていただきます。

別途お配りしております行政報告書を御覧願います。

なお、私の補足説明は、ごく簡単に行いますので御了承願います。

お配りしております行政報告書の4ページを御覧ください。

右側上段、暴風災害事故の発生でございます。

暴風警報が発令されました12月1日午前9時頃、リサイクルセンター屋内ストックヤードのシャッターが暴風により破損し、警備会社より連絡を受けた管理受託業者社長が、散乱した部材等の撤去作業中に強風にあおられ転倒。救急搬送後、病院において手厚い治療が行われたものの、後日、大変痛ましい結果の報告を受けたところであります。

不慮の事故とはいえ、大変、残念な報告となりますが、亡くなられた故人の御冥福をお祈り申し上げますとともに、残された御遺族に対しまして謹んでお悔やみ申し上げます。

なお、このたびの暴風による被害状況としては、左側下段に記載のとおり、住宅屋根の一部破損1棟、ビニールハウス、D型倉庫、畜舎の破損、合わせて51件のほか、街路灯の損壊などが確認されたところでもあります。

以上で行政報告を終わります。

#### ◎発議第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、発議第4号、議員研修会に係る議員の派遣についてを議題といたします。令和4年1月5日から7日まで、千葉県千葉市で開催される市町村議会議員特別セミナーに瓜田新一議員、工藤孝一議員、更科浩司議員、木戸寛治議員を派遣することといたしたいと思っております。

お諮りいたします。

これに派遣する場合の議員の出張並びに細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任されたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

#### ◎意見案第8号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、意見案第8号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、工藤孝一議員の説明を求めます。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。ただいま上程されました意見案第8号を説明いたします。

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書（案）。

北海道内では、定期的実施されている海洋観測モニタリングデータや、ブリ、マンボウなど南方系魚種の回遊が多く見られていることから、海水温の上昇が漁業に大きく影響を及ぼしているものと推察され、地球温暖化、海水温上昇の原因の究明が急務となっている。

毎年、その被害状況は増しており、サケ、サンマなどが減少し、長期的には昆布の水揚げも激減してきている。

北海道を代表する秋サケも不漁に悩まされ続けている状況は、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え、地域の活力をそぎ、地域の衰退を招きかねない。

このことは、新型コロナウイルス感染症対策による飲食店での消費減退に伴う魚価安が、さらに水産漁業者の不安を増幅させている。

また、今年9月以降、赤潮が発生し、ウニや秋サケ、ブリ、ツブ、シシヤモなどに被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、来年以降の漁に大きな不安を生じさせている。

よって、国においては、次の措置を早急に講ずるよう強く要望する。

記

- 1、カーボンニュートラルの実現を着実にを行うこと。
- 2、海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。
- 3、被害対策の策定と支援を行うこと。
- 4、長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。
- 5、赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。
- 6、コロナ禍において、飲食店自主規制により、魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

御協賛いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第8号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第8号、原案のとおり可決されました。

#### ◎一般質問

○議長（坂田秀昭君）日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問、答弁ともに簡潔、明瞭に努められますようお願い申し上げます。

初めに、6番、工藤孝一議員。はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。それでは、さきに通告してあります質問を、最初に地球温暖化対策についてであります。

大気中のCO<sub>2</sub>濃度上昇に伴う気温上昇や異常気象が発生する問題は、地球温暖化問題や気候変動問題と言われてきましたが、現在では気候危機と称されるようになってきています。

北海道開発局によると、2010年から19年のこの10年の豪雨（1時間当たり30ミリ以上）の平均発生回数は、30年前に比べ1.6倍に増えたとの報告があります。

本町においても、第3期地球温暖化対策実行計画により対応しているところではありますが、さらなる取組の強化についてお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）御質問にお答えいたします。

地球温暖化が起因とされる気候変動により記録的な集中豪雨のような自然災害が頻発するなど、自然環境の変化は我々の生活環境にも深刻な影響を及ぼしています。

こうした状況を踏まえ、国では「2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指す」ことを国際公約として世界に宣言し、ゼロカーボンに向けた長期的な目標を掲げています。

北海道においては、2020年3月にゼロカーボンを宣言し、本年8月にはゼロカーボン担当部局を設置するなど、脱炭素への取組をさらに加速させています。

本町では、平成31年3月に策定した「第3期地球温暖化対策実行計画事務・事業編」の基本方針である職員の省エネ行動の推進に基づき、適切な冷暖房の管理・ナチュラルビズを導入しています。

また、電気・燃料使用量削減のためには、街路灯のLED化・公用車の更新時にはハイブリッドカーを選定、さらには、二酸化炭素吸収源となる森林資源の適正な管理を森林整備計画に基づき推進しています。

また、国民運動であるCOOL CHOICEにも賛同するとともに、建設予定の防災拠点型複合庁舎などには、消費エネルギー削減のため温泉熱の活用・省エネルギー機器を導入するなどの取組も進めているところです。

国のゼロカーボンの動きとともに、各自治体ではゼロカーボンシティ宣言がなされ、11月30日現在、全国で492自治体、道内22自治体、管内1自治体と広がりを見せています。

本町としても国・北海道と歩調を合わせ、温室効果ガス排出実質ゼロに向けて、地域全体での取組の指針となる「小清水町地球温暖化計画区域施策編」の策定を目指すとともに、併せて環境省に御協力をいただきながら、ゼロカーボン宣言の表明の準備を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）今答弁にございました国のCO<sub>2</sub>排出ゼロを、2050年までに目指すという中で、今ございましたゼロカーボン宣言、北海道内でも22自治体、その宣言を本町でも目指していくことと併せて、地域的な取組も進めるという御答弁でございました。

本町の第3期地球温暖化対策実行計画、これは平成31年、令和元年から平成35年、2023年までの第3期計画が策定されておりますが、この中で特に公共施設で言えば、小清水小学校、中学校、そして、愛寿苑、高齢者福祉センター、この4か所が特にCO<sub>2</sub>排出が極めて多いというふうにも資料として出ております。

特に、やはり小清水小学校は、オール電化で建設された経過が、電気料が当時安いだろうという想定で建設がされましたけれども、やはり1,700万、年間2千万近い電気料を支払うという現状がございました。

愛寿苑にしましても1,200万を超える電気料・灯油代が毎年経費として掛かってきている中で、この公共施設4施設の太陽光再生エネルギーを利用した太陽光発電と蓄電施設を設置してカーボン消費量を下げることが必要ではないか、そういった施設を検討すべきではないかというのがまず第1点であります。

それと2点目に、省エネ対策をとる必要があると考えますが、そういった努力をしている商工業者と個人住宅に対する補助制度を設ける必要があるのではないかというふうに思います。検討する必要性を感じますが、見解を伺います。

3点目に、今説明がありましたように、温暖化防止推進法による再生可能エネルギーへ大きくかじを切る時代に入りました。再生エネルギーによる乱開発の規定と住民合意は不可欠であります。再生エネルギーの地域づくりは、地域主導で進められるべきであると思えます。

再生可能エネルギー条例の制定を検討すべきと考えますが、この点についても見解を伺いたいと思えます。御答弁よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

3点ほどあったところでございますが、まず1点目、小学校、中学校、愛寿苑、高齢者センター、ここについては電気の消費量が多いということで、うちの計画の中でもそういう位置づけになっているところでございます。

当面、今、取り組んでいるところは、先ほども若干申し上げましたが、これから建てる防災拠点型複合庁舎については、温泉等を有効に活用する。また、3月末に完成いたします農業の振興拠点についても同じく温泉熱を活用していくというようなことで脱炭素社会を目指すというのが1つ大きなことかなというふうに思っています。

加えて、1回目の答弁でゼロカーボンの宣言も考えていますよというようなことで御答弁をさせていただきましたが、その計画策定の中で、今後、その宣言をすると、環境省の様々な助成が受けられるというようなこともお聞きをしております。また、そういう支援についても国としては、やはり拡大していくだろうというふうに考えているところでございます。

ですので、そのような中で、小学校、中学校等々、この4施設については、やはり脱炭素を目指す中では大きな位置づけをしておりますので、今後、そのような制度も活用しながら、できるのであれば再生可能エネルギーを導入しつつ、やっぱり脱炭素社会に貢献していくという考え方でございますので、これは後々検討していきたいというふうに考えてございます。

2点目でありますけれども、省エネ対策でございます。商工業者、個人住宅等々への支援の関係でございますが、本町については、再生可能エネルギー、特に、太陽光の普及率については、かなり高いというふうに認識をしております。過去、かなり前だったと思いますけれども、全道一ぐらい普及をしている町であるというふうなことで、新聞にも載っていた記憶がございますけれども、その後も順調に太陽光については伸びているだろうというふうに考えてございます。

そのような中で、そういう小清水町としても、そういう社会を目指すという中で、支援制度をつくってはどうかという御提案でありますけれども、そのことについてもその計画をつくっていく中で、いろんな制度を活用しながら、必要であれば、そういう支援制度についても検討はしていきたいというふうに考えてございます。

あと3点目の再生エネルギーの条例等々の制定でございますが、これについても、やはり乱開発の森林等々についても脱炭素の吸収源ということで、かなりそこについて守っていかないといけない、そういう考えでございます。

そういった中で町有林についても、しっかり管理をしていくというのが町の考え方ではありますが、やはりそういうものを開発をしながら、再生可能エネルギー、太陽光の設置をしていくとか、そういう制限についても、やはり必要な場合も出てくるであろうという認識は持っております。ですので、この条例の制定については、今現在は考えておりませんが、今後、必要と判断した場合については、その制定についても検討はしていきたいというふうに考えてございますので御理解をいただければと思っております。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい。1点目、2点目、太陽光、公共施設のCO<sub>2</sub>排出削減に対する今後の事業計画に当たっては、後々検討したいということと併せ、事業者支援、住宅支援についても必要であればということの御答弁でありました。

あわせて再生可能エネルギー条例、これは、この条例も全道、管内的にも広がってきております。先般の斜里町議会でも発電施設の設置に関する条例ということで制定されたようでございます。

このように、今後こういった温暖化対策については、時間との戦いと言える状況が生まれます。再エネ、省エネの大胆な導入が求められると考えます。あらゆる分野で、省エネ対策に取り組み、あらゆる分野で目標を積み上げる、達成することが私たち将来への責任であるというふうに考えます。

一言付け加えまして、次の質問に移ります。



2つ目の質問に移ります。

社協配食サービス事業について。

社協在宅福祉サービス事業実施要綱に基づき、町の補助と自己負担で実施しています。この事業は、平成8年から2年間役場職員とボランティアの手作りから始まり、25年が経過しております。今年の利用者数は二十数件で、以前の半分余りに減少しております。

より多くの方に利用していただけるよう、現在1社となっている配食事業者の複数化や希望される方には週2回となっている回数の増加など、事業の見直しについての考えをお伺いします。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） お答えいたします。

見守りが必要な高齢者等に対し、安否確認も兼ねて実施しております配食サービスにつきましては、地域と連携協力をして高齢者等の自立した生活を支える在宅福祉サービスとして、平成21年から社会福祉協議会に事業を移管し、実施しているところであります。

当初は、週1回1種類のメニューによる実施でしたが、利用者アンケートなどの調査結果を基に、平成26年より利用回数を週2回まで、メニューも2種類に増やすなど、見直しを行いながら実施しているところであります。

利用状況ですが、令和3年度33名が登録され、11月の利用実績は23名でありまして、利用されていない方は、入院や短期入所サービスなどの利用によって配食を希望されなかったものと伺っております。

この配食サービスの対象となる定期的な見守りと、食事の提供を真に必要な方には、一人でも多くサービスを利用していただけるよう、社会福祉協議会とともに制度の周知とニーズの把握に取り組むこととしておりまして、そのような中、町内の飲食店より高齢者の見守りを兼ねる、この配食サービス事業に対して、理解と熱意を示していただいておりますので、利用者のニーズをしっかりと捉えて、食事の選択肢の幅を広げ、利用回数を増やす見直しを検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君） はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君） はい、6番。この配食サービスであります。たしか7、8年今の事業者の方に代わって、その年数が経過していると思っておりますが、先日、お伺いしましたら、この1メートル以上の立派な縦横大きな保冷のバックで、それに20、30、お弁当を入れて、3時から6時、3時間前後かけて今の事業者の息子さんがやっているということですが、結局、全て加温する、電子レンジを使う、そういうことが前提の商品なんですね。

先ほどもちょっとほかの議員さんから伺って、非常に高齢者でも電子レンジがうまく使えないということで、今週からやめようということなんだという、ほかの議員さんからお聞きしまして、やっぱりそういう冷蔵品だよと。3分、5分温めてという大きな分かりやすい表示がないと、やっぱりすぐにぱっと開けて食べれるという従来のお弁当と、やっぱり認識は同じにしてしまう。そういうことも多々あると思うんですよね。

もうちょっと工夫といいますかね、利用者の状況もやはり今言った冷蔵品ということで、そういう解説というか、そういう分かりやすい表示も必要かと思えます。

そして、併せて2点ほどお話、提案したいんですが、現在、取り組まれている事業者は、自社独自にも宅配をやっている。それは、やっぱり数え切れないぐらいの本当にカラー刷りのパンフレットとは言いませんね。商品の紹介を見ると、非常に豊富なバリエーションがあります。それを、全て加熱する商品ですが、もちろん。それをインターネットで申し込む、そういう方が多いそうで、インターネットで申込みをされた後に自動的に宅配料、お届け料を千円以下の商品については、お届け料220円、そういうことで請求の数字が出るということでもあります。

現在、原油高騰の折、やはり本町がこういった配食のサービスの事業についても、宅配配達料を検討していくようにしないと、なかなか現在の事業者の方もいやボランティアですよと言わざるを得ないという意見もお聞きしました。

この宅配料の問題が1つ。そしてまた、もう一つは、利用される方に対する価格についても、現在50%、最大で48%ぐらいの町の補助割合ですけれども、もう少し補助率を上げた価格体系を検討すべきだと思います。そうですね。

以上2点、提案といいますか、提案して見解を伺いたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

電子レンジで加温をしてということでありますけれども、そこはそういう表示をするなり、徹底をしていかなきゃいけないかなと思っております。

今の業者さんは、そういうものしか扱っておりませんで、そこはやむを得ないと思いますけれども、そこで御了解いただければ使っていただくというのが、今の在り方かなを思っております。

先ほど申し上げましたけれども、新たな事業者さんについては、そういう形ではないというふうに認識をしておりますので、そこを踏まえて、その食事の選択肢の幅を広げる、利用回数を広げるという中で、予算編成の中で検討していきたいというふうに考えているところでございます。

質問のありました宅配料の関係であります。今は私の理解としては企業努力の中でやっていただいているというふうに認識をしております。そこにも限界があるというふうには、当然私も認識をしておりますので、そこが限界だということであれば、そこは料金に上乘せをするしかないだろうというふうに思っておりますので、そこについては、あくまでも業者さんの判断によって、宅配料も転嫁をするということであれば、料金が上がってしまうということで、そこはやむを得ないだろうということでございます。

2点目の補助率を上げてはどうかということでございますけれども、今、補助率としては2種類ありますけれども、町が補助しているの最高58%まで補助をしているところでございますが、あくまでもこれは見守りも含めた中での事業でありますけれども、やはり受益を受ける方の負担については、おおむね私としてはやはり5割程度が望ましいというふうに判断をしておりますので、今後におきましても5割程度は負担を頂くということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）これにて、工藤孝一議員の質問は終了いたします。

続いて、8番、更科浩司議員。はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい、8番。まず、小清水町のSDGsの取組についてお伺いします。

SDGsは、2015年の国連サミットで採択され、2030年を目標として、世界共通の持続可能な開発目標であります。

国、地方自治体、民間企業などが目標に向け様々な取組がされていますが、小清水町においても少子高齢化や過疎化などの課題がある中でSDGsの目標達成に向け、今後どのような取組をお考えか、お伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

御承知のとおり、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標SDGsは、17の目標と169の達成基準が示され、成功に導くためには、「世界が」「国家が」「地方が」、また「個々」のレベルに至るまで、全ての人の行動が求められており、議員の御質問にあったとおり、国、自治体、民間企業、そして、住民の皆さん一人一人が目指すべき普遍的な共通目標であると考えております。

本町におきましても、本年2月号の広報にてお知らせしておりますが、令和2年3月策定の第6次小清水町総合計画及び第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略など、町が策定する諸計画におきまして、SDGs 17の目標に通じる取組を盛り込み、各施策を推進しております。

また、平成31年3月に策定した第3期地球温暖化対策実行計画におきましても、SDGsの理念を考慮した計画とし、現在、整備中の防災拠点型複合庁舎整備では、温泉熱を熱源として活用することにより、CO<sub>2</sub>の排出を抑制し、低炭素社会の実現に向けた取組につながる整備を進めているところでございます。

そのほか、町民生活に直結する衛生環境の保持として、ごみのリサイクル推進や良質な飲料水の確保、本町の基幹産業であります農畜産分野における圃場へのゆう水散布等の循環型農業の取組は、まさにSDGsの目標達成に寄与するものと考えております。

ただいま申し上げましたとおり、これまでの取組を含め、住民福祉の向上と安全・安心なまちづくりに向けた行政運営の全般が、SDGsの理念と大部分が一致するものでございます。

誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現を目指すSDGsの目標は、町政の基本的な考え方にある「町民が幸せを感じ、笑顔で安心して暮らせるまちづくり」、そして、「未来へと続くまち」に通じるものでありますので、今後におきましても、あらゆる行政課題の解決に向けた一つ一つの施策において、SDGsの理念に沿った取組として推進できるよう、事業の検証とブラッシュアップを図りながら、住み続けられるまち・住みたいまちづくりに向け、持続可能な取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい。今の答弁にありました住み続けられる町、11番の目標だと思うんですけど、農業に関しては、小清水町は進んでSDGsに向けた対応がなされているような印象があるんですが、商業に関しての面がどうも弱いような気がして、新庁舎が建つ予定ではありますが、町が住みよい町、住み続けられる町、それに向かっていっているかが見えないので、その辺の具体的な目標や何かありましたら、お答えをお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）農業については、本当に本町は耕畜連携という中でSDGsの取組が進んでいるというふうなことは認識をしておりますけれども、商工業はどうなんだろうということでございます。なかなか中心市街地を含めて、なかなか、これはもう何十年も前から議論をされておりますが、いろんなことを過去からやってきておりますけれども、なかなか厳しい状況が続いているというふうに考えております。

ぜひ、防災拠点型複合庁舎、にぎわいをつくりながら中心市街地をもう一回にぎわいをもたらしたいという私の考え方でありまして、何ができるのかは商工会さん共々、常に話し合いをしながら進めてきてはおりますが、これといったものは本当に難しい状況でございます。

ここは引き続き時間をかけながら、やはり商工業者が末永く営んでいただける店がなくなってしまう町は、何か住み続けられないというふうに思っていますので、極力地元で消費をしていただくような魅力のある店づくりについて、やはり商工会共々、町としても努力をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければと思っております。

○議長（坂田秀昭君）はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい、8番。以前の一般質問でもありましたが、商工の関係で、マルシェ的なものをつくろうとか、いまだにそういう夢ような話とかは考えていませんか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）町が直接事業主体となってやるということは、今でも考えておりません。ただ、そういう動きが出てきた場合については、町は本当に応援はしたいというふうに思っておりますので、もし商工業者さんなり、こちらに移住した方でもいいんですが、そういう思いがある方がいれば、ぜひ相談をいただいて、そこについては町も一緒になって頑張っていきたいというふうに思っていますので、もしそういう動きが出てくれば、町としては一緒に取り組む考え方は持っていますが、町が中心となってという考え方は今でも持っていないということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）これにて、更科浩司議員の質問は終了いたします。

続いて、4番、森浩議員。はい、4番、森浩議員。

○4番（森浩君）はい、4番。当町の除排雪のことについてお伺いいたします。

本格的な降雪の時期を迎える中で、本町のこの排雪状況についてお伺いします。

1点目、市街地の国道391号線、これ歩道に施工されたロードヒーティングが非常に利用される町民にとっては利便性の高いものでありましたが、経年劣化によって融雪されないエリアも出てきているということでございます。

今後の対応として、各交差点に雪山ができるわけなんですけれども、これは非常に見通しが悪い、危険な状況にありますことから、所管の開発と協議をしながら信号機のないところ、この町中のこの信号機のないところだけでも優先して除排雪をしてもらえないかどうか。ひとつその対応できるかどうか、お伺いします。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） お答えいたします。

市街地国道391号、歩道のロードヒーティングにつきましては、開発網走道路事務所の調査の結果、約20年の経過により著しい劣化が見られ、また、特殊なヒートパイプ方式であることから、修繕に必要な部材の調達が難しく、部分的な修繕は困難であり、全体的な仕組みの見直しによる更新を踏まえて、今後、検討していくこととしたいとの要請を受けたところでございます。

加えて、このヒーティング区間のうち、橋スタンドからバスターミナルまでの区間については、本年より無電柱化の要望をしている区間であり、今後、事業化に向けて計画策定が進められる見込みがあることから、無電柱化とヒーティングの更新を一体的に検討していきたいとのことで説明を受けております。

そのため、当面は融雪されず、御不便をおかけいたしますが、御理解をいただきたいと存じます。

冬季間のこの歩道の除雪対応でございますが、開発にて歩道除雪機械と一部人力により除雪作業が行われることから、小まめな除雪と必要に応じた排雪の対応を要請しております。

町道との交差点巻き込み部につきましても、開発の管理となりますので、町においても適宜状況を確認の上、危険箇所が生じないような排雪対応を要請してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（坂田秀昭君） はい、4番、森浩議員。

○4番（森浩君） はい、4番。開発等、歩道等について小まめにするというんですが、これは、なかなか商店街の人とか、そういう方については、降ってすぐこう除雪していただけるんならいいんですが、今までの経緯を見ますと、なかなか誰がどこで除雪するんだというような、そういう声も聞こえるわけなんです。

町民の方、また、商店街のそのお店の前を受け持つ、そういう方がどのようなこの対応をしたらいいのか。そういう部分については、町として何かこの考えはありますか。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） あくまでも所管は開発建設部、国でありますので、国によって除雪がなされるということでございます。

ただし、このロードヒーティングは、不具合が出てから3年目になります。町としてもかなり厳しくお話をさせていただいておりましたが、結果としては今としては直せないという結果であります。

ですので、先般、網走道路事務所とも意見交換をしておりますが、しっかりそこについては除排雪をしてくださいというお願いを私からもしてございますので、そこについては、町も国道の管理下ではありますけれども、何か危険箇所があれば随時網走開発建設部のほうに要請をしていくという考え方あります。

あと商店街の関係でありますけれども、あそこについては再度商工会さんとお話をしながら、商店街のほうで何か要望があるのかどうか、ちょっと聞き取りをさせていただいて、これから本格的な雪のシーズンになりますけれども、確認事項があるのであれば開発を含めて調整をしていきたいと思っておりますので、まず、ちょっと商工会とお話をしながら、その対応については議論をしていくというか、協議をさせていただきたいと思っております。その中で要望が出てきたものについては、町のほうから開発建設部さんのほうにちょっと要請をして、可能なものについては一つ一つやっていただくというようなことで対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、4番、森浩議員。

○4番（森浩君）町民が納得できるようなひとつ対応をしていただきたいというふうに思っております。

道路は開発ですが、直接表に出るのはその自治体でございますので、そういう部分をひとつ肝に銘じながら対応していただきたいというふうに思います。

次に、2番目の関係になりますけれども、自宅周辺のこの除排雪は以前から自分たちでやっていたというこの経緯があります。しかし、今少子高齢化が進み、なかなか自分たち自助では困難な状況にあります。

今、社会福祉協議会さんで取り組まれている共助という形で、高齢者もしくは障害者の方の除雪排雪サービスがあるわけなんですけれども、これらについても何かやってほしいという方は増えるんですが、じゃ手伝いましょうという人がだんだん減って大変な状況になっているというふうに聞いております。

また、これらが全部税金で賄えよという形にもまたならんかと思えますけれども、町長がおっしゃっております「住んでよかった小清水町」、これらに近づけるためには、ひとつ雪の対策、除雪対策、これらをどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）2点目の除雪困難な高齢者等への除雪サービスの対応についてでございますが、現在、社会福祉協議会が共助で取り組む除雪サービスは、令和2年度で26の自治会、対象者81名、協力者50名でありました。

令和3年度は、現時点で24自治会、対象者79名、協力者45名を予定しており、協力者を確保できない3自治会においては、高齢者勤労センターによる受託で実施しております。

高齢者の日常を支える生活支援は、議員御指摘のとおり、公助だけで全てを賄うことはできません。災害発生時には、何より共助が重要になってくることから、日常生活における安心の支え手は、やはり身近な地域の人たちであり、そのコミュニティーを形成する自治体であると考えます。

そこには、地域の共助を支える自主防災組織づくりをお願いしてまいりましたので、その活動を後押しするなど、雪対策に限らず地域の高齢者の日常支援につながる仕組みづくりを自治会の皆様の御意見を頂きながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（坂田秀昭君）はい、4番、森浩議員。

○4番（森浩君）はい、4番。自治会にお願いをするというのも一つの手でございますし、これは非常に大事なことではないかなというふうに思っております。

しかし、自治会も限られた予算の中で、そういう対応をしていかなければならないというようなことで大変かと思えます。しかし、いろいろ聞くところによりますと、今年、昨年あたりからこのコロナの状況で自治会の町の交付金がなかなか使い切れていないというような話も聞くわけなんですけれども、一応、雪対策に自治会のほうで交付したお金は使ってもよろしいよというような、そういうような施策はとれないものでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）自治会の交付金のお話については、いろいろ伺っているところでございます。

中には、やはりコロナ禍で何もできないという中で、何か商品券を配って、やっぱり地域経済の活性化にも寄与しているという自治会もありますし、そのままお金を残しているという自治会もあるというようなことをお聞きしております。

ここについては、全体的にやはり自治会の交付金の調整が必要であろうというふうに認識をしております。担当課のほうでもいろいろと御議論を自治会さん、役員会さん含めて御議論をしている最中であるというふうに思っておりますが、やはりそれぞれの自治会で取扱いが違うというのも、これなかなかうまくないだろうと思っておりますので、ここについては一定の整理が必要であるというふうに考えてございます。

あと、そのお金を除雪のほうに使ってはどうかという御意見でございますけれども、そこについても含めてちょっと検討させていただきたいなというふうに考えてございます。

それは、本当にそうやってできるところでできないところで、やっぱり差も出てきますし、本当に今後、今はこのような形で支えて、今年は45名という中でそれぞれやっていただきますけれども、やっぱり今後も考えながら、やっぱりその自治会さん、自主防災組織の在り方もやっぱり町としては後押しをしていかなきゃいけないというふうに思っていますので、ちょっと時間をかけて、これ結構いろいろ以前から議論のあった事業であると認識をしておりますが、なかなか皆さんがずっとのみ込めるような制度にはなっていないのかなと思っておりますが、そこをやはり私としては、自治会の共助の中でやっていかなければならないものだろうというふうに思っています。こういうことからやっていかないと、災害時には、やはり助けられる命も助けられなくなるというのが私の考え方でありますので、やはりそこは自治会さんと意見交換をしながら対応していくべきものだと思っておりますので、ちょっと御時間をいただいて検討をさせていただきたいと思っております。

あと、今の自治会の中で対応ができないということであれば、それも自治会の再編であるとか、そういう議論にもなっていくだろうと思っております。そこは将来的にも今後何とか人口減少をとどめなきゃいけない、止めなきゃいけないですけども、人口減少が、そういった場合については、自治会組織の在り方も、やはり再度考える時期が来るんであるだろうというふうに思っておりますので、その辺も含めて5年、10年先を見ながら、いろいろ検討してみたいというふうに考えてございますので御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）はい、4番、森浩議員。

○4番（森浩君）終わりになるんですけども、これから長くこの雪と付き合っていかなきゃならない形になろうかと思っております。町長が、おっしゃっていましたが、この住みよいまちづくり、この雪との付き合い方、これはどうしていこうと思っておりますか、最後の質問になります。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）雪との付き合い方、これ北海道小清水町である限り、雪とやっぱり付き合っていかなきゃいけないだろうというふうに思っております。

やはり結構、小清水町から、ある程度お年になると札幌に行くだとか、転出をされるだとかいうお話も伺っております。その方たちが口にするのは、今度、除雪がなくなってよくなるわというの私もよく耳にしているところでございます。

ただ、小清水町にいる限りは、やはり雪とは付き合っていかなきゃいけませんので、本当に住みたいまちづくり、住んでよかった町という中では、やっぱり雪はちょっとしたリスクにはなるんでしょうけれども、そこはやっぱり北海道小清水町の特徴でもあるというふうに思っておりますので、そこはうまく付き合えるように、特に除雪も含めて、除排雪含めてであります。やっぱり降ってもそこは、肉体的な部分が出てきますけれども、さほど苦痛にならない程度に除排雪ができるようなシステムづくり、これは難しいことでもあります、お金がかかることかもしれませんけれども、極力、私としては先ほども申し上げましたとおり、共助の中でやっていければ一番いいと思っておりますので、最終的にはそれができなくなると町が直接ということになろうかと思っておりますけれども、そうはならないように、やはり自治会さんと連携をとりながら進めていきたいと思っておりますので、その中でやっぱり雪とうまく付き合っていくというのが、将来的な小清水町を考えても、これは、何ぼ温暖化でも雪が降らなくなることはないというふうに思っておりますので、そのような形で今後検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（坂田秀昭君）これにて、森浩議員の質問は終了いたします。

以上で、通告の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開時間は10時40分からいたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時40分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎議案第52号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、議案第52号、小清水町定住自立圏形成協定の議決に関する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）ただいま上程されました議案第52号、小清水町定住自立圏形成協定の議決に関する条例制定について御説明申し上げます。

議案書5ページをお願いいたします。

制定の趣旨でございますが、現在、網走市との定住自立圏形成に向けて事務をとり進めておりますが、定住自立圏構想推進要綱の規定により、協定の締結等については議会の議決を経たものとされておりますことから、本条例を制定しようとするものでございます。

制定内容でございますが、定住自立圏形成協定の締結もしくは変更または廃止を求める旨の通告は、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決すべき事件とすることを規定しようとするものでございます。

施行期日は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第52号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第52号、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、議案第53号、小清水町アグリハートセンター設置及び管理に関する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）ただいま上程されました議案第53号、小清水町アグリハートセンター設置及び管理に関する条例制定について御説明申し上げます。

議案書6ページから10ページとなります。

令和3年3月30日付で地方創生拠点整備交付金の交付決定をいただき、現在建設中であります農業振興拠点施設につきましては、名称も公募により「アグリハートセンター」と決定され、当初の計画どおり令和4年4月よりの供用を予定しております。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略においても重要な位置を占める農業担い手育成プロジェクトと「農+観+福で紡ぐ“稼ぐ力”向上プロジェクト」の推進拠点となります本施設は、従来はなやか小清水が担ってまいりました「地場産農畜産物の加工」のほか、温泉熱を活用した「通年利用型園芸ハウス」と商用ベースの商品製造室により、農作業支援員の通年就労を支え、その活動拠点になるとともに、新たな農業担い手の育成のための教室、農業担い手研修生や季節による地域間労働力移動の受け皿ともなる宿泊室を備え、本町の基幹産業の振興に大きく寄与するものと期待されております。

本設置条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定により施設の設置及び管理に関する規定につい

て新たに制定するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

条例の内容でございます。第1条では、アグリハートセンターの設置の目的、第2条では名称及び位置、第3条では当該施設が実施する事業、第4条ではセンターを構成する施設を、第5条では指定管理者制度による管理の規定を定め、第6条から第18条については、施設の使用に関する制限や使用の許可、料金など管理運営上の必要な事項を規定しております。

また、第19条では、指定管理者が管理運営をする際の読替規定を定めてございます。

最後に、附則でございますが、施行期日は、令和4年4月1日とするものでございますが、附則第2条において指定管理者の指定など事前準備行為は条例の施行日前に可能とする旨を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第53号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第53号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第54号 乃至 議案第58号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、議案第54号ないし日程第13、議案第58号、令和3年度小清水町一般会計補正予算（第6号）について、令和3年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、令和3年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、令和3年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、令和3年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）ただいま一括上程されました議案第54号ないし議案第58号、小清水町各会計補正予算について、初めに、令和3年度小清水町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,385万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億3,260万6千円とするものでございます。

第4条、一時借入金の補正でございますが、小清水町アグリハートセンターの完成払い及び防災拠点型複合庁舎の工事費前払い金等の支払いと、国の交付金及び起債借入日までの一時期に歳計現金の不足が生じる見込みであることから、この所要額として一時借入金の最高額に5億円を追加し、10億円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正の1、追加は、今年度末をもって契約期限を迎える指定管理業務及び委託事業について、事業の円滑な実施に向けて、年度内に指定管理者の指定、あるいは委託事業者の選定を行う必要があることから、令和4年度を始期とする期間における管理運営事業管理料、または業務委託料の限度額をそれぞれ設定するものでございます。



次に、2、変更でございますが、パークゴルフ場管理運営事業管理料において、雨不足の影響による下水道使用料相当額を管理料に追加する必要が生じたことから、債務負担行為の限度額を変更するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3表地方債補正の変更は、過疎対策事業債のうちソフト事業に財源充当ができる過疎地域自立促進特別対策事業債について、起債発行限度額が示されたのを受け150万円を減額し、令和3年度発行限度額を7,390万円とするものでございます。

次に、歳出予算ですが、各歳出科目における補正予算計上額のうち、人件費の補正につきましては、後ほど総務課長より給与費明細書にて説明がありますので、私のほうからは人件費以外の補正額についてのみ説明をさせていただきたいと存じます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった各種イベント及び会議等に係る所要額について、それぞれ減額計上してございますので、これに係る個別の説明は省略いたしますので、御了承いただきたいと思います。

議案書の15ページをお願いいたします。併せて主要施策調べを御覧ください。

1款議会費1項1目議会費は、人件費の追加と感染症の影響による減額で、差引き237万4千円減額計上するものでございます。

16ページになります。

2款総務費1項1目一般管理費で、10節需用費は原油高の影響に伴う役場庁舎の燃料費として14万3千円追加計上、12節委託料は、一般職員の定年延長に伴い必要となる例規整備支援業務委託料33万円を追加。

25節寄附金は、本年8月発生の九州豪雨災害等の支援金として、日本赤十字社を通じて寄附をすることとし、100万円を追加計上、人件費の補正額と合わせ、1目一般管理費計1,513万9千円を減額、4目財産管理費10節需用費は、公用車燃料費として11万7千円の追加、24節積立金は、富樫電機工業株式会社様より防災拠点型複合庁舎整備に対する指定寄附として100万円の御寄附があったのを受け、後年度整備に活用させていただくことといたしまして、この同額を公共施設整備基金に積み立てるものでございます。財産管理費計で111万7千円を追加計上するものでございます。

17ページをお開きください。

6目企画広報費12節委託料、運動・スポーツ習慣化促進業務委託料は、株式会社ルネサンスから派遣されております地域活性化起業人の発案事業でございまして、町内のスポーツに携わる指導者や保護者に向けた講演会の開催など、町民の健康増進を図る業務委託として136万4千円を追加計上するものです。

なお、当該起業人発案事業につきましては、特別交付税措置がなされるものでございます。そのほかの企画広報費で追加計上する予算につきましては、全てふるさと納税に係る費用でございます。令和3年度当初予算において収入見込みとしたふるさと納税寄附額1億円に対しまして6千万円増の1億6千万円と見込み、この増加分に係る返礼商品代金等の所要額をそれぞれ追加計上、6目企画広報費計3,406万円を追加計上するものでございます。

次に、8目交通対策費は、網走バス小清水線運行事業に伴う補助でございまして、広域生活交通路線維持費補助金といたしまして1,972万1千円を追加、11目住民センター費は、10節需用費で、原油高に伴い燃料費、光熱水費合わせて56万円を追加計上するものです。

2款4項1目選挙管理委員会費は、人件費及び感染症による影響分で計13万8千円を減額計上。

18ページになります。

2目町長選挙費は、無投票となったことから、投開票等の事務経費、1節報酬から18節負担金補助及び交付金までの計571万1千円減額計上するものでございます。

次に、19ページをお開きください。

2款6項1目監査委員費は、感染症の影響による会議の中止に伴い費用弁償を29万円減額計上するものでございます。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費で12節委託料は、児童手当の制度改正に伴うシステム改修

業務委託料49万5千円の追加、18節負担金補助及び交付金、心身障害児通園事業負担金は、通所児童数、職員数の増による負担金として164万円の追加計上、地域活動支援センター負担金は、利用者の減に伴い47万7千円の減額、19節扶助費では、障害児施設給付費において通所児童数の増により189万円を追加計上するものでございます。

次の住民税非課税世帯暖房費助成金ですが、原油高の影響により、暖房燃料であります灯油のほか、電気・ガス等の料金も高騰していることから、町の独自事業として暖房費助成を実施するものでございまして、現行の社会福祉協議会が事業主体となり実施しております福祉灯油事業に加え、住民税非課税世帯に対して1万円の商品券を570世帯に配布することとして570万円を追加計上。これに係る事務費として10節需用費及び11節役務費を加えた事業費600万円を追加計上するものでございます。

22節償還金利子及び割引料は、障害者総合支援事業の精算に伴う国庫返還金として7万4千円を追加計上、1目社会福祉総務費の合計で849万6千円を追加計上するものでございます。

次に、20ページになります。

3目老人福祉費及び5目地域安全対策費は、感染症の影響によるイベント等の中止に伴う減額でございまして、3目老人福祉費計で146万円の減額、5目地域安全対策費計は43万8千円を減額計上するものでございます。

8目介護保険対策費10節需用費は、特別養護老人ホーム愛寿苑の地下ホームピット内の漏水修繕に伴う所要額84万7千円を建物修繕料に追加計上、27節繰出金は、人件費増加分の相当額として、介護保険特別会計繰出金27万1千円を追加計上するものでございます。

次に、21ページでございます。

3款2項3目子育て支援費は、感染症の影響による事業中止により150万円を減額計上、4目保育所費及び5目へき地保育所費は、それぞれ原油高に伴う燃料費の増として4目保育所費で31万9千円、5目へき地保育所費で8万2千円をそれぞれ追加計上してございます。

6目認定こども園整備費ですが、令和4年度の基本・実施設計に向けて、今年度内にプロポーザル方式により適切な業者を選定するため、その支援業務として、委託料206万8千円を追加計上するものです。

次に、4款衛生費1項1目保健衛生総務費は、人件費及び感染症の影響分として35万5千円減額、7目新型コロナウイルス感染症対策費では、感染症予防資材などの消耗品費228万2千円を追加、11節役務費及び12節委託料は非課税世帯臨時特別給付金事業等に係る事務費として役務費に48万5千円を追加、委託料に、システム改修業務委託料39万6千円を追加計上するものでございます。

次のページの18節負担金補助及び交付金ですが、斜里地区消防組合負担金は、消防職員用の感染防止被服等購入費として108万1千円を追加、子育て世帯特別定額給付金は、さきに開催の11月臨時町議会において議決をいただき、年内給付するとした現金5万円に、今回補正分の5万円を加え、合計10万円を一括給付することとして、対象者680名分、3,400万円を追加計上するものでございます。

なお、給付日につきましては、別に申請が必要となる公務員等を除き、年の瀬で出費がかさむ時期でもあることから早急に給付をすることとして、12月24日の金曜日に口座振替をする予定でございます。

次の住民税非課税世帯臨時特別給付金は、住民税非課税世帯に対して10万円を給付、対象世帯を570世帯と推計し5,700万円を追加。

学生等の暮らし応援事業給付金は、第3弾目となる町の独自事業でございまして、国の子育て世帯特別定額給付金事業で、所得要件から対象外となったゼロ歳から18歳以下の子供の数を55名と見込み、子供一人に対して5万円を支給。これまで実施してまいりました大学生など19歳以上の学生に対する支援と併せ、総数176名に対して応援事業費として880万円を追加計上するものでございます。

次に、8目新型コロナウイルスワクチン接種費は、11月開催の臨時町議会で議決をいただきました3回目となるワクチン接種対象者を拡充するものでございまして、医療従事者に次いで高齢者の方、基礎疾患をお持ちの方、2回接種を終えた12歳以上の町民2,800名の追加接種費用、これに5歳から11歳までの小児接種が始まることと予想されておりますので、小児接種対象者265名の接種費等、事務費を加えた事業費の合計で2,701万5千円を追加計上するものでございます。

23ページをお願いいたします。

6款農林水産業費1項1目農業委員会費は、人件費分として9千円の追加計上、3目農業振興費は、将来にわたって地域の農地利用等と経営体を確保することを目的とした経営継承・発展事業費補助金として、事業費100万円の2名分200万円を18節負担金補助及び交付金に追加、4目畜産振興費は、雨不足による牧草生育不良による牧草と飼料等の調達に係る費用をJA小清水と負担することとし、町負担分として町営牧場指定管理業務負担金890万円を追加計上するものでございます。

5目農業農村基盤整備推進費は、道営農地整備事業小清水北第2地区及び小清水南第2地区の事業精査に伴い、道営農地整備事業負担金149万6千円を追加、6目活性化センター費は、感染症の影響として農畜産物特産品開発事業交付金76万円を減額計上するものでございます。

次に、6款2項1目林業総務費は、歳出予算の補正額はございませんが、道補助金の確定により財源振替を行うものでございます。2目林業振興費は、感染症の影響として21万7千円を減額計上するものです。

次、24ページになります。

7款商工費1項1目観光振興費14節工事請負費は、それぞれの請負残の合計71万円減額、18節負担金補助及び交付金は、感染症の影響分として885万円を減額計上するものです。

25ページをお開きください。

8款土木費2目1目道路橋梁総務費は、18線北道路の遊歩道部分の使用料が無償となったことから13節使用料及び賃借料で3千円の減額、2目道路新設改良維持費は、事業の執行残で委託料計38万5千円を減額、3目源泉管理費は、それぞれ請負残の合計で工事請負費58万円を減額計上するものでございます。

次に、8款3項1目住宅管理費10節需用費は、原油高による公営住宅集会所の燃料費8万7千円追加計上、14節工事請負費は請負残として9万5千円減額計上するものです。

2目空家等対策費は、9月定例町議会にて追加計上したところでございますが、年度内申請分として新たに改修1件、解体2件の追加を見込み、18節負担金補助及び交付金に150万円を追加計上するものでございます。

26ページになります。

9款消防費1項1目消防組合費は、職員人件費の追加と感染症の影響分の減額、差し引き負担金62万8千円を追加計上するものでございます。

10款教育費1項1目教育委員会費は、人件費及び感染症の影響分として337万円の減額計上とするものでございます。

次、27ページの10款2項小学校費1目学校管理費は、10節需用費で原油高の影響による光熱水費124万9千円の追加、14節は請負残として工事請負費6万6千円を減額計上するものです。

2目教育振興費7節報償費は、入学児童の減により4万円の減額、8節旅費は、感染症の影響分として19万円を減額計上するものでございます。

次28ページになります。

10款3項中学校費1目学校管理費は、原油高の影響により燃料費44万円を追加計上するものです。

10款5項社会教育費1目社会教育総務費及び2目社会教育振興費は、感染症の影響による減額でございまして、1目社会教育総務費の計で43万5千円の減額、2目社会教育振興費計で841万円を減額計上するものです。

3目社会教育施設費12節委託は、原油高による暖房費相当額につきまして、管理運営事業管理料に追加することとして80万円を追加計上するものです。

29ページをお開きください。

10款6項1目保健体育総務費は、感染症の影響分として、合計で115万8千円を減額、2目体育施設費は、雨不足の影響により維持管理に必要な水道使用が大きく増加したため、水道使用料金相当額など維持経費を、それぞれ管理運営事業管理料に追加するもので、委託料54万円を追加計上するものです。

3目給食センター費8節旅費は、感染症の影響分として5万7千円を減額。14節工事請負費は請負残5万5千円減額計上するものでございます。

11款公債費でございますが、一時借入金最高額の追加補正に伴いまして、1項2目利子において、一時借入金の利子追加分38万9千円を追加計上するものでございます。

次に、歳入予算でございますが、10ページにお戻りを頂きたいと思っております。

10款地方交付税1項1目地方交付税は、財源調整分といたしまして、普通交付税783万7千円を追加。

12款分担金及び負担金1項1目農林水産業費分担金は、道営農地整備事業小清水北第2地区及び小清水南第2地区の整備に係る受益者分担金として、78万6千円追加計上するものでございます。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金は、障害児入所給付・医療費等負担金94万5千円追加。2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫負担金973万7千円を追加計上するものでございます。

次のページになります。2項2目民生費国庫補助金子ども・子育て支援事業費補助金は、児童手当の制度改正に伴うシステム改修に係る国庫補助金として、49万5千円を追加。

子育て世帯特別定額給付金事業費補助金は、給付費及び事務費を合わせた事業費の全額が国庫補助となりますので、この所要額3,402万5千円を追加。

住民税非課税世帯臨時特別給付金事業費も同様に、全額国庫補助でございまして、5,790万円を追加計上するものでございます。

次に、3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る補助金1,516万7千円を追加計上するものでございます。

15款道支出金1項1目民生費道負担金は、障害児入所給付・医療費等負担金47万2千円を追加。12ページに移りまして、15款2項1目総務費道補助金は、旭野住民センター改修工事に対し道補助金の採択があったので、地域づくり総合交付金で215万7千円を追加。

4目農林水産業費道補助金では、農業経営高度化促進事業補助金160万9千円の追加。次の農業競争力基盤強化特別対策事業費補助金35万5千円を減額。この両補助金ともに、道営小清水北第2地区及び小清水南第2地区の事業精査による減額でございます。

次の地域づくり総合交付金は、エゾシカ緊急対策により交付のあった道補助金7万円を追加計上するものでございます。

次に、17款寄附金は、総務費寄附金で富樫電機株式会社様よりの御寄附100万円を追加。商工費寄附金は、感染症の影響によるふるさとまつりの中止に伴う寄附金180万円を減額計上するものでございます。

次に、18款繰入金1項3目ふるさと事業基金繰入金は、ふるさと納税返礼品及び郵送料等の必要経費の充当財源として、3,269万6千円を追加計上するものでございます。

13ページをお開きください。

20款諸収入3項6目経営継承・発展支援事業費補助金は、歳出6款農業振興費において御説明した経営継承・発展支援事業に係る国庫負担分でございますが、全国農業会議所を経由し交付されるもので、100万円を追加計上するものでございます。

20款4項1目雑入は、新型コロナウイルスワクチン接種事業で採用を予定する会計年度任用職員の社会・雇用保険料の本人負担分の保険料収入として24万5千円を追加計上。

次の接種費負担金収入は、里帰り等の事由により町民以外の方が、本町においてワクチン接種を受けた場合の費用につきまして、当該住所地の自治体から北海道国民健康保険団体連合会を経由し収入するもので、その数を600名と推計し136万6千円を追加計上するものでございます。

21款町債は、第3表地方債補正で御説明したとおり、過疎対策事業債のうち、ソフト事業に財源充当ができる過疎地域自立促進特別対策事業債について、起債発行限度額が示されたのを受け、150万円を減額計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）それでは、給与費明細書について御説明をいたします。

補正予算書の30ページ、こちらをお開きください。

最初に特別職でございますが、表の下段、比較の欄が今回の補正の内訳でございます。表中、その他特別職、報酬につきましては、各種委員会等の開催中止などにより35万7千円減額、長等の共済費につきましては、共済負担金率の確定に伴い、不足が生じる見込みである2万9千円を増額するものでございます。

次のページを御覧ください。

一般職につきましては、(1)総括の比較の欄でございますが、給料が791万4千円の減額、職員手当が173万8千円の減額、共済費が218万8千円の減額で、合計1,184万円の減額となっております。

内訳につきましては、下段の表に職員手当の内訳を、次のページに増減額の明細がありますので、併せて御覧いただければと思います。

給料及び職員手当、共済費につきましては、年度途中における退職及び年度当初の人事異動、本年度の採用、昇進などによる予算調整のほか、不足が生じる見込みであります時間外勤務手当等の増加分を加え、総額で1,184万円の減額ということとなっております。

次のページを御覧いただきたいと思っております。33ページになります。

定数外職員につきましては、上段の表、比較の欄でございますが、新型コロナウイルス感染症対策等に伴うパートタイム会計年度任用職員の報酬を精査いたしまして72万円の増額、フルタイム会計年度任用職員の本年度における任用等による予算調整により給料が240万7千円の減額、職員手当が82万2千円の減額、共済費が100万8千円の減額で、合計351万7千円の減額ということで調整させていただいております。

内訳につきましては、下段の表、職員手当の内訳、次のページの明細のとおりとなっておりますのでございます。後ほど御覧いただければと思います。

なお、介護保険特別会計及び各事業会計の給与費明細書につきましても、一般会計と同様に人事異動等による調整分でございますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長(坂田秀昭君) 齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長(齊藤高広君) 続きまして、議案第55号、国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。補正予算書の36ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ72万4千円を追加し、予算の総額を8億6,792万4千円とするものでございます。

41ページをお開き願います。

歳出予算の補正ですが、8款1項償還金においては、令和2年度の特定健康診査負担金及び保険給付費等交付金普通交付金の額の確定に伴い、道から交付された負担金等において超過交付となっている72万4千円を返還金として追加計上し、39ページに戻りまして、歳入予算の補正では、5款1項繰越金において返還金の財源72万4千円を追加計上するものです。

国民健康保険特別会計の説明は以上です。

続きまして、議案第56号、介護保険特別会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。補正予算書の43ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれサービス勘定において27万1千円を追加し、予算の総額を2,133万2千円とするものでございます。

本補正予算につきましては、超過が見込まれる介護支援専門員の時間外勤務手当の追加と共済組合負担率の変更に係る共済費の追加について、予算の補正を行うものであります。

50ページをお開きください。

初めに、歳出予算の補正ですが、1款1項居宅介護支援事業費において、3節職員手当等を25万9千円、4節共済費を1万2千円追加。48ページに戻りまして、歳入予算では、一般会計による事務費負担といたしまして、2款1項一般会計繰入金歳出と同額27万1千円追加計上するものでございます。

なお、51ページの給与明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）続きまして、議案第57号、令和3年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の54ページをお開き願います。

第1条の収益的支出の補正でございますが、営業費用で92万6千円を増額し、予算総額を1億9,900万9千円とするものでございます。

第2条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございますが、人事異動及び共済組合負担金負担率変更に伴い、職員給与費92万6千円を増額し、補正後予算を1,286万4千円とするものでございます。

補正予算に関する説明書は56ページから61ページとなりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

支出予算補正の詳細につきましては、補正予算参考資料により説明いたしますので、63ページをお願いいたします。

人事異動等に伴いまして1款簡易水道事業費用1項3目総係費において、給料で34万9千円、手当で28万5千円、法定福利費で23万4千円、賞与引当金繰入額2万9千円、法定福利費引当金繰入額2万9千円、計92万6千円を増額するものでございます。

以上で、簡易水道事業会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第58号、令和3年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の65ページをお開き願います。

第1条の収益的支出の補正でございますが、営業費用で4千円を増額し、予算の総額を1億7,369万1千円とするものでございます。

第2条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございますが、共済組合負担金負担率の変更に伴い、職員給与費4千円を増額し、補正後予算を661万5千円とするものでございます。

74ページをお願いいたします。

共済組合負担金負担率の変更に伴いまして1款農業集落排水事業費用1項3目総係費において、法定福利費で4千円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第54号、令和3年度小清水町一般会計補正予算（第6号）について質疑を受けます。

5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）5番。4款の衛生費、22ページになりますが、18節の子育て世帯特別定額給付金なんですが、今月中に一括支給するという事なんですが、これについては、先ほど説明にもありましたけど、11月に臨時会で議決を得ておりまして、それと一緒に恐らく一括10万円として給付したいということだろうと思うんですが、この11月の臨時会で議決を得て、これまで一括になったという過程というか、経過等々教えていただければ、説明していただければ。お願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）初めに11月に当初の5万円分ということ、計上させていただきましたけれども、国の制度設計が、まずは年内に5万円、その後クーポンも含めて検討して、それは新学期をめぐるということで、2つの配分の方式で国の制度設計がなされた経過がまずはございました。その間、いろんな世論ですとかありまして、制度設計が一括でもいいよということになりまして、本町では一括給付が望ましいということを判断いたしまして、12月に本当は新学期に当初は見込んでいた分を12月に計上、今回させていただいて、合わせて一括で年内に、児童手当の受給者とそれに付随する高校生もおられる世

帯に限っては年内に一括支給できるということで考えております。

議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）今の説明は分かったんですが、国から当初、今説明あったように、5万円が現金ということで5万円がクーポンというお話もありましたから、だけど11月の臨時会のときには5万円を給付しても私は差し支えなかったのかなという思いだったんですが、それまで待っていた経過というのがよく分からないんですが。今回の補正のやつで例えばクーポンであればクーポン出してもいいかというね。そこら辺のちょっと経過が、もう少し説明お願いできたらと。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君）11月に出した分は補正計上させてもらいましたけれども、国の方針が年内にまずは5万円を給付しなさいということで、本来、国の補正予算、12月20日に議決されたばかりですけれども、準備を進めなさいということで国の予算成立を待たずに11月に補正をさせていただいた経過があります。その間いろんな審議がなされた過程で制度が一括になったということで追加で今回補正させていただいた経過がございますので、そういった状況がありますことを御理解いただきたいと思いません。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）3番。予算書の20ページの老人福祉費で主要調べでは敬老祝い金、当初より76名減になっていますけども、この内訳というのは分かりますかね。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君）当初1,094名分、敬老祝い金として措置したところでございますけれども、敬老会の基準日、9月の基準時点で死亡された方、転出された方、施設で入所で転出された方など、そういった方がおられると思いますので、主にそういう状況で減額になっております。

○議長（坂田秀昭君）3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）3番。この中でまるっきり要らないよちゅうか、受け取り拒否ちゅうか、という方はおられますか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君）今回辞退されたような方はおられません。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

どうぞ、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）22ページの新型コロナウイルスワクチン接種に関してなんですけども、ワクチンの確保とそれからその種類とかいろんなこれから方法が具体的になっていくんだろうと思うんですけども、その辺分かればちょっと教えてほしいんですが。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君）国からは8か月経過した者、全国民が打てるようなことでワクチンの供給は進めるということでございますが、実際には状況どうなるか、ちょっと見守っているところでございますけれども、いずれにいたしましても前回町内ではファイザー1種類でございましたけども、3回目につきましては、一定程度モデルナも入ってくるという情報がございますので、引き続きそういった情報を注視していきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○3番（瓜田新一君）はい。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）議案書19ページ、民生費の第18節、心身障害児童通園事業負担金、通所児童数と職員増ということで増加した人数をお示してください。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君）通園センターの負担金の関係で今回補正計上させていただきましたけれども、通園センターの職員が産休の代替えとして1名追加となっております。あと本町から通っている通園されている就学前の児童の方、当初予算の段階では10名で見込んでおりましたけれども、現状15名通園されているということで増となっている状況でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第54号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第54号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、令和3年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第55号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第55号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号、令和3年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第56号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第56号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号、令和3年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑を受けます。



(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。  
議案第57号を採決いたします。  
原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第57号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号、令和3年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)について、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第58号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第58号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第59号

○議長(坂田秀昭君) 日程第14、議案第59号、小清水町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長(斉藤高広君) ただいま上程されました議案第59号、小清水町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。議案書16ページになります。

小清水町高齢者生活福祉センターにつきましては、平成26年度より指定管理者制度を活用し、施設全体の管理運営を行うことにより高齢者の福祉増進を図ってまいりましたが、本年度末をもって指定管理者の指定期間が満了となるものでございます。

このことから、現在の受託者であります小清水町社会福祉協議会と指定管理継続に向けて協議検討を行った結果、公共的団体による本施設の適正な管理運営がなされ、効率的な利用の促進が図られるものと判断し、引き続き同協議会を公募によらない指定管理者の候補者としたところでございます。

指定管理者の名称でございますが、議案に記載のとおり、小清水町字共和13番地の3、社会福祉法人小清水町社会福祉協議会、会長由井崇氏を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき御提案申し上げます。

なお、指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第59号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第59号、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号 乃至 議案第62号

○議長(坂田秀昭君) 日程第15、議案第60号ないし日程第17、議案第62号、小清水町コミュニティプラザ及び町立小清水図書館の指定管理者の指定について、浜小清水公民館の指定管理者の指定について、小清水野球場の指定管理者の指定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

組野生涯学習課長。

○生涯学習課長(組野麻記君) ただいま一括上程されました議案第60号ないし議案第62号について一括して御説明申し上げます。

議案書の17ページを御覧願います。

初めに、議案第60号、小清水町コミュニティプラザ及び町立小清水図書館の指定についてでございますが、両施設につきましては、指定管理者制度の活用を図り、施設の管理運営を行っております。

当該施設につきましては、本年度末をもって指定管理者指定の期間が満了となりますことから、指定管理者の指定に当たり、プロポーザル方式による公募を行ったところ、町内2者から申請があり、去る12月3日、選考委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価を行ったものでございます。

指定管理者の名称等でございますが、議案に記載のとおり、小清水町南町1丁目18番25号、有限会社さが井商店、代表取締役嵯峨井一雅氏を選定いたしましたので、指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、御提案申し上げるものでございます。

指定の期間については、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とするものでございます。

次のページを御覧願います。

議案第61号、浜小清水公民館の指定管理者の指定につきましても、同じく指定管理者制度による施設の管理運営を行っており、本年度末をもって指定管理者指定の期間が満了となりますことから、検討を行った結果、本施設の適正な管理運営と効率的な利用の促進が図られるものと判断し、引き続き、浜小清水公民館管理運営協議会を公募によらない指定管理者の候補者としたところでございます。

指定管理者の名称等でございますが、小清水町字北斗50番地の4、浜小清水公民館管理運営協議会会長新村等氏を指定管理者として指定することについて、御提案申し上げるものでございます。

指定の期間については、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とするものでございます。

次に19ページを御覧ください。

議案第62号、小清水野球場の指定管理者の指定につきましても、指定管理者制度による施設の管理運営を行っており、同じく本年度末をもって指定管理者指定の期間が満了となりますことから検討を行った結果、本施設の適正な管理運営と効率的な利用の促進が図られるものと判断し、引き続き小清水町軟式野球連盟を公募によらない指定管理者の候補者としたところでございます。

指定管理者の名称等でございますが、小清水町元町1丁目46番25号、小清水町軟式野球連盟会長橘芳和氏を指定管理者として指定することについて、御提案申し上げるものでございます。

指定の期間については、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第60号、小清水町コミュニティプラザ及び町立小清水図書館の指定管理者の指定についてを質疑を受けます。

9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）9番。先般、教育委員会から説明を受けた際、今回のプロポーザルについて、開館の要件について一部を変更を受け入れたというふうにお聞きしております。これまでと変わる部分での今後の利用者への周知が早い段階で必要と思われませんが、いつの段階で利用時間等変わることを説明する予定でしょうか。伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

組野生涯学習課長。

○生涯学習課長（組野麻記君）今の予定では3月の広報、それからホームページというふうを考えております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）9番。開設日時が変更になることで、全体の費用について変更があるものなのか。また、指定管理料の中には運営全般に対して、またこの中には図書の購入費用についても含まれていると思いますが、今までと同じ条件で進めているということと理解してよろしいでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

組野生涯学習課長。

○生涯学習課長（組野麻記君）変わった部分につきましては、開館日、定休日、あと時間。それから図書の費用の購入については、今までと同様でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○9番（木戸寛治君）はい。

○議長（坂田秀昭君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第60号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第60号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号、浜小清水公民館の指定管理者の指定について、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第61号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第61号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、小清水野球場の指定管理者の指定について、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。  
議案第62号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。  
よって、議案第62号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(坂田秀昭君) 以上で、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。  
これをもって、令和3年第7回町議会定例会を閉会いたします。  
慎重審議、ありがとうございました。

(午前11時45分)